

訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指令高齢第1599号 平成11年12月24日指定)

当事業所は、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 事業者名称 社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会
- (2) 所在地 〒911-0035 勝山市郡町1丁目1番50号
勝山市福祉健康センターすこやか内
- (3) 電話番号等 電話 0779-88-1177
FAX 0779-88-5124
- (4) 代表者氏名 会長 三屋修一
- (5) 設立年月日 法人認可 昭和46年5月25日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うことによって、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 福井県勝山市郡町1丁目1番51号
- (5) 介護保険事業所番号 1870600036
- (6) 電話番号等 電話 0779-88-3737
FAX 0779-88-3711
- (7) 事業所長(管理者)氏名 久永優子
- (8) 事業所の運営方針 事業所は、目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図

り、総合的なサービスの提供に努めます。

(9) 開設年月日 平成12年4月1日

(10) 事業所が行っている他の業務

事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ① 介護予防訪問介護事業 平成18年4月1日指定
福井県指令長第941-81号
- ② 居宅介護支援事業 平成11年8月31日指定
福井県指令高齢第1599号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 勝山市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休 ただし、12月31日から翌年1月3日までは休業としますが、緊急時はその限りではありません。
サービス提供時間	午前6時から午後10時まで ただし、必要時にはその限りではありません。

4. 職員の体制

事業所は、ご契約者に対して訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所長 (管理者)	1名	
2. サービス提供責任者	3名	
3. 事務員 (兼)	1名	
4. 訪問介護員 (ホームヘルパー)	5名	9名
(1) 介護福祉士	5名	6名
(2) 訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者		
(3) 訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者		3名

5. 提供するサービスと利用料金

事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

事業所が提供するサービスには次のものがあります

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (契約書第4条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付さ

れます。

① サービスの概要

○身体介護

- ・入浴介助……入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などを行います。
- ・排泄介助……排泄介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助……食事の介助を行います。特別食づくり（ミキサー食、きざみ食、流動食）
- ・体位変換……体位の変換を行います。
- ・通院介助……通院の介助を行います。
- ・外出介助……外出の介助を行います。
- ・その他……衣服の着脱、服薬管理、整容介助、起床・就寝介助などを行います。

○生活援助

- ・調理……ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
 - ・洗濯……ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
 - ・掃除……ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除・除草・除雪は行いません。）
 - ・買い物……ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。
- ☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

(2) サービスの利用料金（契約書第8条）

以下の料金に別途、加算がかかります。

サービスに要する時間	時間帯	サービス利用に係る自己負担額	
		身体介護	生活援助
20分未満	平常	163円	
	早朝・夜間	203円	
20分以上30分未満	平常	244円	
	早朝・夜間	305円	
20分以上45分未満	平常		179円
	早朝・夜間		223円
30分以上1時間未満	平常	387円	
	早朝・夜間	483円	
45分以上1時間未満	平常		220円
	早朝・夜間		275円
1時間以上1時間半未満	平常	567円	
	早朝・夜間	708円	

利用料にかかる加算

- 特定事業所（Ⅰ）として基本利用料金に20%が加算されます。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）22.4%が加算されます。
- 特別地域加算として15%が加算されます。
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の料金をいただきます。
 - 2人の訪問介護員でサービスを行う場合
 - ・ 体格の大きい方や状態の不安定な方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合 その他必要がある場合

訪問時間について

- 平常……午前8時から午後6時まで
- 早朝……午前6時から8時まで
- 夜間……午後6時から10時まで

その他について

- ☆ 初回加算・・・200単位/月
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
- ☆ 緊急時訪問介護加算・・・100単位/回
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合
- ☆ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、上記のサービス利用料金の10倍の額を一端お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ☆ 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) 介護保険外サービスの提供に関する、利用料金の金額の負担をいただく場合（契約書第5条）

- ① サービスの概要

- 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスの利用
- 介護保険給付の対象外サービスの利用

② 利用料金

上記①のサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスに要する時間	時間帯	サービス利用に係る自己負担額	
		身体介護	生活援助
20分未満	平常	1,630円	
	早朝・夜間	2,030円	
20分以上30分未満	平常	2,440円	
	早朝・夜間	3,050円	
20分以上45分未満	平常		1,790円
	早朝・夜間		2,230円
30分以上1時間未満	平常	3,870円	
	早朝・夜間	4,830円	
45分以上1時間未満	平常		2,200円
	早朝・夜間		2,750円
1時間以上1時間半未満	平常	5,670円	
	早朝・夜間	7,080円	

平常、早朝、夜間の時間帯は、利用料金が介護保険から給付される場合と同じです。

(4) 交通費 (契約書第8条)

① 無料です。

ただし、通常事業の実施区域を越えて行う、訪問介護に要した交通費は、勝山市区域境界域から1kmあたり10円いただきます。

(5) 取消料 (契約書第9条)

契約書第9条第2項に定める取消料は、当日の利用料金の50パーセントをいただきます。

(6) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条)

前記(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求します。下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

- 銀行、信用金庫、労働金庫、農協、郵便局等の金融機関口座から自動引き落としできます。
- 毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引き落とされ、手数料などのご負担は一切ありません。
- ご契約者のご家族等の口座指定もできます。

② 直接支払い

- 事業所窓口で直接お支払いください。

6. 緊急時における対応方法

訪問介護員等は、訪問介護実施中にご契約者の病状が急変し、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご契約者の家族、主治医等に連絡するなどの措置を講じます。

7. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 久永 優子

8. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員および、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情の受付について（契約書第23条）

ご契約者は当事業所に対して、苦情の申し立てをすることができます。この場合、当事業所はその苦情の内容を検討し、ご契約者（ご契約者の家族、家族がいない場合は親族を含みます）に対して、誠意をもって問題解決するよう、鋭意努力します。

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 当事業所の窓口
- 苦情受付担当 久永 優子 柳原 昌代
- 苦情受付電話・FAX 電話 0779-88-3737 FAX 0779-88-3711

(2) その他の苦情受付機関

勝山市福祉事務所 介護福祉グループ	所在地 〒911-0035 勝山市郡町1丁目1-50 電話 0779-87-0600 FAX 0779-87-3522
国民健康保険団体連合会	所在地 〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 電話 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 電話 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942